



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年7月22日（水） 岐阜県発表資料				
お問合せ先	担当課	担当係	担当者	電話番号
県全体の発見情報に関する事	自然環境課	生物多様性係	酒向	内線 2921 直通 058-272-8231
羽島市の発見情報に関する事	羽島市農政課	農政係	後藤	直通 058-392-9952
海津市の発見情報に関する事	海津市生活・環境課	環境係	高木	直通 0584-53-3195

特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の発見について

特定外来生物である「クビアカツヤカミキリ」の成虫が、羽島市及び海津市で初めて確認されました。クビアカツヤカミキリは6月から8月にかけて成虫が出現し、他の市町村へ飛散する恐れがあります。そこで、更なる拡散を防止するため、県民の皆様には本種を発見した場合は逃がさず捕殺するよう協力を呼びかけます。

1 今回、発見報告があった場所

発見年月	市町村	発見場所	発見時の状況
令和8年6月	羽島市	桑原町前野地内	民家の壁にとまっていた
令和8年6～7月	海津市	海津町札野一色地内	民家の玄関付近にとまっていた
		海津町萱野地内	公園内で発見
		南濃町田鶴地内	街路樹にとまっていた
		南濃町太田地内	公道で発見
		海津町高須地内	公共施設敷地内で発見
		南濃町吉田地内	民家のベランダにとまっていた

2 県民の皆様をお願いしたいこと

（1）個体の捕殺について

本種を発見した場合は逃がさず、その場で殺虫剤を使用する、または踏み潰すなどして捕殺してください。

（2）市町村への情報提供

本種を発見した場合は、お近くの市町村まで情報提供をお願いします。

3 本種の発見に係る公表について

今後、本種の発見に係る情報は、県公式ホームページ及び市町村のホームページで公表します。

岐阜県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/314370.html>

4 これまでの発見経緯

令和8年2月	海津市において、本種幼虫を県内で初めて確認
令和8年6月	各務原市において、本種成虫を県内で初めて捕獲
令和8年6月	海津市において、本種成虫を市内で初めて確認
令和8年6月	羽島市において、本種成虫を市内で初めて捕獲

【参考】

○特定外来生物とは

生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を及ぼすものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成１６年法律第７８号）により指定されている種です。

特定外来生物が生きている状態では、次の行為が禁止されています。

- ・飼養、栽培することの禁止
- ・保管することの禁止
- ・運搬することの禁止

○クビアカツヤカミキリとは

東アジア原産昆虫で、幼虫がサクラやモモ、ウメなどのバラ科樹木の内部を食い荒らします。食害が進むと樹勢が衰え、最終的に枯死させるため、果樹及び街路樹に甚大な被害をもたらします。

また、一度侵入すると繁殖力が強く、防除が難しいため、農業経営を脅かす特定外来生物として深刻な問題となっています。